

TH Picks for Association & Foundation

[発行日] 2025年12月1日発行
 [発行元] 辻・本郷 税理士法人
 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
 TEL: 03-6911-3101 [受付時間: 9時00分~17時30分 (土日・祝日・年末年始除く)]
 URL: <https://www.ht-tax.or.jp/>



Webサイト

Vol. 13
2025.12

特 集

中期的収支均衡と公益充実資金で 「柔軟な財務戦略」の準備を

令和7年4月1日より新公益法人制度になり、公益法人が遵守すべき財務規律について見直しが行われ、旧制度と比較して柔軟な運用が可能となりました。今回は変更となった財務規律のうち「中期的収支均衡」および「公益充実資金」について取り上げ、旧制度と比較してどのような点が変更となったのかについて解説します。

収支相償から中期的収支均衡へ

これまで公益法人には遵守すべき3つの財務規律（収支相償・公益目的事業比率・遊休財産保有制限）があり、公益法人はこれらの財務規律を遵守しながら今日まで法人運営をしています。

これら3つの財務規律のうち旧制度における収支相償については、公益目的事業では費用を超える収入を得てはならないとの考え方のもと、黒字が発生した場合に過年度に発生した赤字と通算ができないほか、発生した黒字は翌年度以降の2年間で解消する必要があることから、剩余金が発生した場合の解消策に苦慮するといった意見もありました。

今回の制度改正では公益法人が保有する資金のより効果的な活用を目指し、これまでの「収支相償」から「中期的収支均衡」に名称が変更されたうえで、内容も次の表のとおりに変更となりました。

	旧制度	新制度
判定単位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1段階の判定として、事業区分（公1、公2など）ごとの収支で判定。 ○ 第2段階として、収益事業等から生じた利益の繰入額、特定費用準備資金の積立や取崩額等を加味した公益目的事業会計全体の収支で判定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益目的事業会計全体の収支に、剩余金の解消策として取得した公益目的保有財産にかかる減価償却費、収益事業等から生じた利益の繰入額、公益充実資金（後述）の積立や取崩額を加味した収支で判定。 <p>※事業区分ごとの判定は廃止に。</p>
赤字・黒字との通算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黒字が発生した場合、過去の赤字額との通算は不可。 ○ 発生した黒字は翌年度以降の2年間で解消する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新制度開始日以後に開始となる事業年度で発生した赤字は4年間繰越・通算が可能。 ○ 黒字が発生した場合、翌年度以降の5年間で解消することができる。

単年度での収支相償の維持が緩和されたほか、黒字が発生した場合であっても剩余金の解消期間がこれまでの2年間から5年間へ延長されたことで、より長いスパンでの事業計画を検討することも可能となります。



また中期的収支均衡における剩余金の解消策として、公益目的保有財産の取得にかかる支出も認められることとなり（※）、事業拡大だけではない剩余金の活用方法が明確に定められた点も注目すべきポイントです。

※剩余金の解消のために公益目的保有財産としての金融資産を取得する場合は、合理的な理由がある場合に限って認められるため、ご留意ください（公益法人制度についてのよくある質問　問IV-1-⑥）。

公益充実資金の創設

今回の制度改正により、これまで公益目的事業における将来の活動に供するための資金としていた「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」が統合され、1つの資金として管理・運用できるようになる「公益充実資金」が創設されました。

これまでには目的とする事業または資産ごとに特定費用準備資金または資産取得資金を積み立て、他の目的に使用する場合は理事会等における決議を経て取り崩し再度積み立てをし直すなど一定の制約がありました。

今回の制度改正で創設された「公益充実資金」では、複数の目的の積立を1つの資金として管理することとなるため、公1から公2への目的変更、事業の実施から資産取得への変更を行うことができるなどより機動的な資金として保有することが可能となります。

公益充実資金の積立は中期的収支均衡の判定上の費用とみなされるため、資産取得を目的として公益充実資金を設定した場合であっても剩余金の解消策となります。旧制度の資産取得資金は収支相償上の費用とみなされていなかったため、剩余金の解消策に苦慮していた法人にとっては解消策が広がる改正となりました。当該解決策として公益充実資金を設定するためには下記の要件を満たす必要があります（認定規則第23条第1項）。

公益充実資金の要件

- ア. 公益充実資金の目的
 - イ. 必要な情報開示がなされている
 - ウ. 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められている

工. 事業年度の末日における公益充実資金の額が積立限度額を超えていない

オ. 財産目録、貸借対照表又はその附属明細書に他の資金と明確に区分表示されている

なお、収益事業等会計・法人会計区分にて保有する「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」の取扱いについては旧制度から変更されておらず、これまで通り残ることになります。

認定規則…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（令和7年4月1日施行）

まとめ

上記において新旧公益法人制度の変更点を説明いたしました。中期的収支均衡と公益充実資金で柔軟な財務戦略を行う際の準備のため、最後に確認項目を記載しております。ぜひご活用ください。

中期的収支均衡

1. 黒字が発生する場合には中期（5年内）での解消計画を検討
2. 旧制度で発生した剩余金は旧制度における解消期間（2年間）での解消が必要
3. 赤字の通算は令和7年度以降開始の事業年度で発生した分より通算可能
4. 剩余金の解消策として取得した公益目的保有財産にかかる減価償却費は、費用の二重取り防止の観点から別途管理が必要

公益充実資金

1. 公益充実資金の要件を満たす内容が検討
2. 中期的収支均衡における剩余金の解消計画との連動
3. 公益充実資金に関する機関決定や規程の整備・運用
4. 法人自らの意思決定により他の公益充実活動等への資金流用に制限を設けている可能性（公益充実活動等ごとに名称を付した特定資産を設定しているかの確認）

「新公益法人制度説明資料（令和7年5月15日版）」（内閣府）（<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/yvq3u45ehr.pdf>）をもとに辻・本郷税理士法人作成

